

王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年5月21日

王寺町 未来都市創造部 まちづくり推進課

第1. 業務の概要

(1) 業務名

王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託

(2) 目的

本町では、王寺北小学校及び王寺小学校の用途廃止及び建物解体に伴い、跡地活用の検討を進めている。

令和2年度に跡地利活用に関するサウンディング型市場調査を実施し、令和5年度に王寺北小学校については「緑地公園や利用者駐車場などを整備（体育館は体育施設や地域の指定避難所として継続利用）」、王寺小学校については「イベント広場や利用者駐車場などを整備」という今後の方針を示し、令和6年度に庁内プロジェクトチームにより、王寺北小学校については「民間事業者の活力を導入した福祉系施設の整備及び体育館を地域の指定避難所として継続利用」、王寺小学校については「商業施設や将来的な町役場庁舎移転の候補地として検討を進める」という活用方針を策定した。

以上の経緯を踏まえ、本業務では王寺北小学校跡地及び王寺小学校跡地の活用方法並びに王寺北小学校体育館の指定避難所としての活用方法を検討することを目的とする。

なお、本業務の発注については、跡地の活用方法や事業手法の検討等、柔軟かつ多様な検討が必要なことから、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

(3) 業務の内容

【別紙1】王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、15,378,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

(6) 受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、本要領で定める公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は120点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。審査基準については、【別紙2】王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託に係る審査実施要領のとおり。

第2. プロポーザルに関する事項

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

- ①令和7年度において、本町の入札参加資格を有する事業者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過している者であること。
- ④破産法（平成16年法律第75号）規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- ⑤王寺町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ⑦王寺町暴力団排除条例（平成23年王寺町条例第18号）第7条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧納付すべき国税及び地方税（本町が賦課徴収するものに限る。）の滞納がない者であること。
- ⑨管理技術者または主担当者自身が、技術士【総合技術監理部門（建設）または建設部門】、またはRCCM【都市及び地方計画】、または建築士【1級建築士】の資格を有すること。
- ⑩国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した公共所有地の活用に係る調査・検討業務について、元請（共同企業体の構成員である場合を含む。）として受注した実績があること。

(2) スケジュール

募集開始（本町公式サイト）	令和7年5月22日（木）
実施要領等に関する質疑提出期限	令和7年5月30日（金）午後5時
実施要領等に関する質疑回答	令和7年6月 4日（水）正午以降
参加申込書提出期限	令和7年6月 6日（金）午後5時
提案書提出締切	令和7年6月20日（金）正午
審査（プレゼンテーション）	令和7年6月27日（金）午前9時～
最終審査結果通知	令和7年6月30日（月）を予定

(3) 質疑及び回答

実施要領等に関する質疑がある場合は、【様式 6】質疑書に質疑内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

①提出期限

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）午後 5 時まで

②送信先アドレス及び確認先電話番号

王寺町 未来都市創造部 まちづくり推進課

電子メール：sumai@town.oji.nara.jp

電話番号：0745-73-2001（代表）

なお、件名は「王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託質疑」とすること。

③質疑書の回答

質疑回答は、本町公式サイトに掲載する。

回答は令和 7 年 6 月 4 日（水）正午以降に行う。

なお、質疑がなかった場合はその旨を掲載する。

(4) 参加申込書の提出

①提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

※郵送の場合は、令和 7 年 6 月 6 日（金）必着とする。

②提出場所

王寺町 未来都市創造部 まちづくり推進課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺 2 丁目 1 番 2 3 号

③提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、町役場の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期間までに必着とする。

④提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各 1 部提出すること。

【様式 1】参加申込書

【様式 2】受注実績調書

【様式 3】会社概要書

【様式 4】管理技術者調書

【様式 5】主担当者調書

⑤参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を上記②提出場所へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書等の提出

企画提案書は（6）の記載に基づき、見積書は（7）の記載に基づき作成し提出すること。

なお、提案は1事業者につき1案とする。

①提出期限

令和7年6月20日（金）正午まで

②提出先

王寺町 未来都市創造部 まちづくり推進課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

④提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、上記②に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

⑤提出書類

企画提案書（正）〈任意の様式〉	1部
企画提案書（副）〈任意の様式〉	8部
電子媒体（CD-R等）	1部
※ 業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書（任意様式）	1部

(6) 企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②事業実施スケジュール（任意様式）

③企画提案書（任意様式）

（ア） 企画提案書の様式は原則として A4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは 11 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横で使用する。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

（イ） 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は 5 枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。なお、提案内容（項目）は、**仕様書の 2. 業務内容の順に作成すること。**

（ウ） 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（エ） 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。

(7) 見積書作成要領

①王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託費用【任意様式】

仕様書に記載する本業務に必要となる費用（消費税額及び地方消費税額を含む。）に係るすべての費用を記載すること。ただし、合計金額は15,378,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※上記（6）を含め提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う予定である。

(8) 選定方法

①審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。本業務に係る審査は、【別紙2】王寺町小学校跡地活用及び体育館指定避難所活用検討業務委託に係る審査実施要領に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和7年6月30日（月）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本町公式サイトで公表する。

(9) 契約

①契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

②次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(10) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第3. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合

②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

⑤二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

⑥契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、本町から指示があった場合を除く。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は王寺町情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

王寺町 未来都市創造部 まちづくり推進課

〒636-8511 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

(TEL) 0745-73-2001 (代表)

(Mail) sumai@town.oji.nara.jp